

徳島市農業委員会総会農地関係議事録

徳島市農業委員会総会農地関係の開催については、次のとおりである。

1 日 時 平成31年 4月24日（水） 15時15分から書類審査
15時30分から開会

2 場 所 徳島市役所 南館5階 協議会室

3 議事内容

付議案件

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の審議について

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について

第5号議案 非農地証明願の審議について

第6号議案 非農地通知の審議について

第7号議案 農用地利用集積計画の承認について

報告事項

1. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について
2. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について
3. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について
4. 農地法第18条第6項の処理について
5. 農地の転用制限の例外（農地法第5条）に係る事業計画書の受理について
6. 地目変更登記に係る照会に対する回答について
7. 農地法第3条の許可の訂正について
8. 転用届出の訂正について（5条届出）

4 出席委員

農業委員

在任委員数 19名 出席委員数 19名

- 1番 岸本 昇
- 2番 橘 榮一
- 3番 天羽 俊文
- 4番 野口 俊廣
- 5番 大貝 美治
- 6番 金沢 敬治
- 7番 能田 義弘
- 8番 西 一
- 9番 久米 裕純
- 10番 川人 泰博
- 11番 佐々木 永薫
- 12番 森 政雄
- 13番 品山 昌美
- 14番 植田 美恵子
- 15番 細川 勝義
- 16番 谷川 興一
- 17番 鎌田 良昭
- 18番 朝田 三郎
- 19番 市岡 沙織

農地利用最適化推進委員

在任委員数 18名 出席委員数 15名

- 1番 井川 洋二
- 2番 石田 哲治
- 4番 岸野 重幸
- 5番 谷野 勝
- 6番 桑野 欣伸
- 7番 山本 喜代治
- 8番 中川 敏明
- 9番 増井 孝重
- 10番 武市 慧治
- 11番 松浦 義幸
- 13番 高畠 元治
- 14番 兼田 博行
- 15番 住友 勇
- 17番 野口 芳久
- 18番 政岡 茂

平成31年 4月 徳島市農業委員会総会農地関係 議事録

平成31年 4月24日 15時15分から書類審査

徳島市役所 南館5階 協議会室にて開催

(開会 15時30分)

議長 ただいまから平成31年4月徳島市農業委員会総会一農地関係を開会いたします。

本日の総会は、農業委員全員の参加により、会議が成立しております。

それでは、これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくお願いいたします。

第2号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。

なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。

農業委員会法第31条第1項に定める、議事参与の制限の規定に基づき、森 政雄委員が退席いたします。また、審議終了後に、入室・着席をさせていただきます。

それでは事務局、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第2号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について御説明します。

議案書1ページをお開きください。

全ての申請について法定の添付書類は整っております。農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われま。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。

なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ、農業廃止による売買で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後、74aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。

2番は、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後、72aに至り、譲受人は対象地において、柑橘類の栽培を行うとのことです。

3番は、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後25aに至り、譲受人は対象地において、はっさくの栽培を行うとのことです。

4番は、譲渡人から譲受人へ、同一世帯内での部分贈与により、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後も変わらず、219aに至るもので、譲受人は許可後も従来と変わらず、青ネギの栽培を行うとのことです。

5番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後、78aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

6番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小による売買で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後、64aに至り、譲受人は対象地において、葉物野菜の栽培を行うとのことです。

第2号議案は以上6件で、対象地は、田474㎡、畑3,329㎡、計3,803㎡です。

御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。

第2号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を議案書のとおり許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第2号議案については全案件を議案書のとおり許可することに決定いたします。

参与制限により退席しています委員が、着席するまでお待ちください。

それでは、第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議を開始します。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議について御説明します。

議案書2ページをお開きください。

まず、全ての申請について法定の添付書類は整っています。

1番は、申請人が、バス待合所に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。一般基準について、当該申請地の付近に路線バスの停留所があり、以前は、バス待合所もあったとのことですが、周辺の道路拡幅工事に伴い、待合所は現在撤去されています。バス会社側が新たに待合所を設置しないことから、地元住民である申請人の土地に、アルミ製の三面囲いを設置する計画であり、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

2番は、申請人が、露天貸資材置場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。一般基準について、申請人は、土木工事会社を営んでおり、自身の会社が使用するために既存の資材置き場に隣接して新たに資材置場とするものです。大きい事業の受注や公共工事の際の材料検査などに広い土地が必要であり、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1000㎡を越えており、大規模なため、今月17日に多家良地区の委員さん4名、事務局2名、転用者側2名により地区審査を実施しました。

3番は、申請人が、農業用倉庫に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。一般基準について、申請人は、周辺の農地でみかん栽培をしており、農機具やカゴなどを保管す

る目的で必要になり計画したもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、本件、農業用倉庫は平成3年頃に建設されており、このたびの申請について、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

4番は、申請人が、農家住宅に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。一般基準について、申請人は、現存の居宅の老朽化が進み、生活に不自由をきたしていました。申請地は現存住宅のすぐ東隣に位置し、農家住宅の移転及び建て替えを行うものです。建築後は、現存の居宅は倉庫として利用するとのことであり、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、議案書中、農家住宅の記載を「新設」と「既設」の2つに区別しておりますが、「既設」部分というのは、現存住宅の一部が、農地法の手続きを取っていない状態になっていたため、合わせて申請があったものです。

5番は、申請人が、農家住宅敷地拡張のために転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。一般基準について、申請人が農家住宅敷地にあわせて車庫、庭園、露天駐車場として利用する目的として計画したもので、転用の必要性、確実性は認められます。隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、既に、農地法の許可を得ずに、その一部に申請地を盛土し、車庫を建築している状態であるため、このたびの申請について、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

6番は、申請人が、進入道路に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。一般基準について、申請人が当該申請地に隣接する土地に長屋住宅を建設することになり、同住宅へ進入するために計画し申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、

第3号議案は、以上6件で、田3, 150.51㎡、畑160.71㎡で、計3, 311.22㎡。

転用目的の内訳は、住宅用地918.18㎡、駐車場・資材置場用地1, 898㎡、その他施設用地495.04㎡になります。

以上で説明を終わります。御審議をよろしく願います。

議長 事務局の説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思えます。

それでは、2番案件の地区審査に参加していただいた、多家良地区の橋委員長さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

橋委員 今月16日の午後2時から、2番案件の地区審査を実施したので、報告します。

参加者は岸本委員、井川推進委員、石田推進委員と私の委員4名と、申請者側2名、事務局2名の8名です。

場所は、丈六寺から北西に約1kmに位置する農地で、このあたりは、公

共投資の対象となっていない農地で、第2種農地に区分されるということです。

事業計画として、転用者は土木工事会社を営んでおり、近年、事業の拡大に伴って露天貸資材置場に転用しようとするものです。また、農振法の除外については、今年の3月に除外の公告がなされているとのことです。

土地の造成については、現状をベースに、約70cmほど、良質の山土で盛土をし、トラックや重機のほか、建設資材、砕石等の資材置場とする計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透、処理しきれない場合は、南側の既存の水路へ排水するとのことで、地元の土地改良区と協議は整っております。

また、申請地のすぐ東側に既存の資材置場があり、約1,400㎡が確保されていますが、現場をみますと、敷地いっぱいに資材が置かれていました。公共工事の材料検査では、資材を並べる必要があり、既存の資材置場では十分な広さがなく、対応に困っていたとのことです。隣に資材置場ができることは、立地条件だけでなく、作業効率や安全面からみても最適であると考えられます。

結論として、今回の転用許可申請について、被害防除措置に問題はなく、農地法上で許可相当となる条件を満たしているのであれば、多家良地区の委員は一致して、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。

第3号議案の農地法第4条の規定による許可申請は、全案件を議案書のとおり許可することに異議はございませんか。

全委員

異議なし。

議長

異議がないということですので、第3号議案については、全案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。

続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。

それでは事務局、議案の説明をお願いします。

事務局

それでは第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議について御説明します。

まず、12番案件は、添付書類が一部不備となったため、今回の議案から削除し、保留とさせていただきます。書類が揃い次第、来月以降、挙げさせていただきます。

議案書3ページをお開きください。

まず全ての申請について、法定の添付書類は整っております。

1番は、譲受人が、使用貸借権の設定を受けて、世帯分離住宅へ転用する

ものです。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、実家が近くにあり、交通の便が良い等の理由から、この地に計画し申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

2番は、譲受人が賃貸借権の設定を受けて、太陽光発電施設に転用するものです。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、発電事業を行うにあたり、日当たりもよく、電柱が既にあることから送電に適していると考え、申請に至ったもので、発電設備の概要は、太陽光パネル171枚、出力33,00kW規模のもので、事業費総額1,789万円、全額を自己資金とする資金証明の提出があり、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

3番は、譲受人が所有権の移転を受けて、太陽光発電施設に転用するものです。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、発電事業を行うにあたり、隣接地に障害物が少なく、日照面積が多いため、この地に計画し申請に至ったもので、発電設備の概要は、太陽光パネル288枚、出力49,50kW規模のもので、事業費総額1,600万円、全額を借入れ資金とする融資証明の提出があり、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を越えて大規模であるため、今月の16日に多家良地区の委員さん4名、事務局2名、転用者側2名により地区審査を実施しました。

4番は、譲受人が、使用貸借権の設定を受けて、農家住宅へ転用するものです。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、申請地の近隣に農地があり、住宅を建て、農業を行うことを計画し、このたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

5番は、譲受人が所有権の移転を受けて、庭園に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、隣接地に宅地を購入し、申請地も購入し、庭園として利用したいと考え、申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、現地はすでに駐車場として使用されており、このたびの申請について、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

6番は、使用貸借権の設定を受けて、世帯分離住宅へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区

分されます。一般基準については、譲受人は、営農する親を手伝い、居宅を構えて、近くで生活することを計画し、申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

7番は、譲受人が所有権の移転を受けて、露天駐車場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、隣接地に土地を購入し、住宅を建築する計画ですが、住宅敷地に入出入りするスペースが狭く、加えて所有の乗用車も大型であるため、申請地を駐車場として利用することを計画し、申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、現地はすでに転用行為が行われており、このたびの申請について、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。また、この地での太陽光設備認定は取っていないことを確認しました。

8番は、使用貸借権の設定を受けて、太陽光発電施設に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、土地所有者が高齢となり、営農が困難であることから、

土地の有効利用を考え、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、発電事業を行うことを計画し、申請に至ったもので、発電設備の概要は、太陽光パネル154枚、出力27.50kW規模のもので、事業費総額1,000万円、全額を借り入れ資金とする融資証明の提出があり、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

9~10番は、譲受人、事業内容等が同一のため、合わせて説明させていただきます。この2件は、譲受人が所有権の移転をし、露天貸資材置場に転用するものです。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、不動産業を営んでおり、土木建築業者から資材置場として借地の要望があり、徳島南環状道路沿いの利便性が高い申請地を提供することを計画したところ、土地所有者との話がまとまり、このたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を越えて大規模であるため、今月の16日に八万地区の委員さん2名、事務局1名、転用者側4名により地区審査を実施しました。加えて、この地での太陽光設備認定は取っていないことを確認しました。

11番は、譲受人が所有権の移転をし、露天駐車場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、建設業を営んでおり、新規トラックの購入や買換え時に

車庫証明を取得する必要があります。本社近くで駐車場用地を探していたところ、知人を介して、今後の耕作が難しく、売却を考えていた申請地の紹介があったようです。双方での話がまとまり、このたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を越えて大規

模であるため、今月の12日に沖洲地区の委員さん2名、事務局2名、転用者側2名により地区審査を実施しました。加えて、この地での太陽光設備認定は取っていないことを確認しました。

13番は、譲受人が所有権の移転をし、露天駐車場及び露天資材置場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、清涼飲料等の販売並びに卸売業を営んでおり、現在事業用の駐車場及び資材置場として使用している敷地が、四国横断自動車道の用地として買収され、新たな土地が必要となりました。以前は2カ所に分かれており不都合もありましたが、事業所の北側道路の向かいにあり、面積も広く、駐車場と資材置場をひとまとめにもできることから、このたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を越えて大規模であるため、今月の12日に川内地区の委員さん4名、事務局2名、転用者側2名により地区審査を実施しました。加えて、この地での太陽光設備認定は取っていないことを確認しました。

14～15番は、譲渡人、事業内容等が同一のため、合わせて説明させていただきます。この2件は、譲受人がそれぞれ所有権の移転をし、露天駐車場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、15番の譲受人は、旅客自動車運送事業を営んでいる会社名義で観光バス用の露天駐車場、14番はその代表者の個人名義で従業員用の露天駐車場となっています。申請地の北側に隣接する本店に松茂営業所を移転統合する計画があり、申請地は国道11号線に接し、高速道路インターからも近いことから、営業拠点として観光バス用・従業員用の駐車場として適地であると判断し、この度の申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を越えて大規模であるため、今月の12日に川内地区の委員さん5名、事務局2名、転用者側1名により地区審査を実施しました。加えて、この地での太陽光設備認定は取っていないことを確認しました。

16番は、譲受人が所有権の移転をし、露天駐車場及び進入路に転用するものです。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、近隣にある自宅敷地内での駐車場が手狭になってきており、休耕となっていた申請地を買い受けて貰えないかとの話が譲渡人からあり、南側に隣接する所有農地への進入路も兼ねて使用することを計画し、申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。また、この地での太陽光設備認定は取っていないことを確認しました。

17番は、譲受人が使用貸借権の設定を受けて、太陽光発電施設に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、母親の所有する隣接していない土地の有効利用を考え、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、発電事業を行うことを計画し、申請に至ったもので、発電設備の概要は、太陽光パネル200枚、出力27.50kW規模のものと、太陽光パ

ネル360枚、出力49.50kW規模のものを合わせて事業費総額2,400万円、全額を借入れ資金とする融資証明の提出があり、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

18番は、譲受人が所有権の移転をし、露天駐車場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、整骨院を経営しており、隣接している申請地を駐車場として利用することを計画し、申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を越えて大規模であるため、今月の15日に南井上地区の委員さん2名、事務局2名、転用者側1名により地区審査を実施しました。加えて、この地での太陽光設備認定は取っていないことを確認しました。

19番は、譲受人が、使用貸借権の設定を受けて、世帯分離住宅へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、譲渡人の次男であり、有効に利用できる所有地の中で、実家からも近いことから、住宅の建設を計画し、申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

第4号議案は以上18件で、田が16,020.54㎡、畑が3,078.52㎡、計19,099.66㎡です。

転用目的の内訳は、住宅用地 1,480.06㎡、駐車場・資材置場 2,514㎡、その他施設用地 5,105㎡です。

以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、複数の案件で地区審査を行ったということで、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思えます。

それでは、3番案件の地区審査に参加していただいた、多家良地区の橋委員長さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

橋委員 今月16日の午後1時30分から3番案件の地区審査を実施したので、報告します。参加者は、私と岸本委員、井川推進委員、石田推進委員、転用者側2名、事務局2名の8名です。

申請対象の農地は、坂東池から南西へ約1.5kmに位置しており、第2種農地に区分されるとのことです。

今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転して太陽光発電施設に転用しようとするものです。また、農振法の除外については、もともと計画対象外の農地であるとのことです。

土地の造成については、申請地の地形はそのまま生かし、段差がある部分にもパネルを設置し、周囲にはフェンスを新設とのこと。排水については、地元の土地改良区と水利組合は管轄外であるため、上申書の提出があるとのこと。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題なく、多家良

地区の委員は、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。
報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。
続きまして、9～10番の案件の地区審査に参加していただいた、八万地区の大貝委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

大貝委員 今月16日の午前10時から9～10番案件の地区審査を実施したので、報告します。
参加者は、私と谷野推進委員さん、転用者側4名、事務局1名の7名です。
申請対象の農地は、大野橋の南詰から南東へ約500mに位置しており、第2種農地に区分されるとのことです。
今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転して露天貸資材置場に転用しようとするものです。また、農振法の除外については、今年の3月に除外されているとのことです。
土地の造成については、コンクリート擁壁を新設し、隣接する道路高まで盛土するとのこと。排水については、雨水のみで、地元の勝浦川土地改良区との協議も整っており、承諾書も提出されているとのこと。
以上2件の地区審査を実施しましたが、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、八万地区の委員は、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。
報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。
続きまして、11番案件の地区審査に参加していただいた、沖洲地区の桑野委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

桑野委員 今月12日の午前10時から11番案件の地区審査を実施したので、報告します。
参加者は、私と金澤委員さん、転用者側2名、事務局2名の6名です。
申請対象の農地は、徳島市立高校から東へ約900mに位置しており、第2種農地に区分されるとのことです。
今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転して露天駐車場に転用しようとするものです。農振法の除外については、当初から除外されているとのこと。土地の造成については、南北にはコンクリートブロックを設置し、東側は隣接地の所有者が設置済みの擁壁を利用することで了解をもらっているようです。西側は、隣接する道路から約60cmの高さになるように削土する計画です。排水については、雨水のみで、地元管理の水利組合がなく、上申書の提出があります。
結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺の農地に対する被害防除措置についても問題はないと思われしますので、沖洲地区の委員は、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上です。よろしく申し上げます

議長

ありがとうございました。

続きまして、13～15番の案件の地区審査に参加していただいた、川内地区の細川委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

細川委員

今月12日の午後1時30分より13～15番案件で地区審査を実施したので報告します。

まず13番の案件の参加者は植田委員さんと市岡委員さん、兼田推進委員さんと住友推進委員さんと私の委員5名、転用者側2名、事務局2名の9名です。

場所は、阿波しらさぎ大橋の北詰から北東へ約1.4kmに位置し、このあたりは、公共投資の対象となっていない小規模の農地で、第2種農地に区分されるとのことです。また農振法の除外については、今年の3月に除外されているとのことです。

今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転して露天駐車場及び資材置場に転用しようとするものです。

土地の造成については、周囲の既存コンクリート擁壁を生かし、土砂や汚水の流出を防止するため、隣接農地には被害を与えない計画となっています。排水の同意についても、川内土地改良区より同意を得ております。

次に14～15番案件ですが、参加者は植田委員さんと市岡委員さん、兼田推進委員さんと住友推進委員さんと私の委員5名、転用者側1名、事務局2名の8名です。

場所は、川内小学校から北東へ約250mに位置し、このあたりは、公共投資の対象となっていない小規模の農地で、第2種農地に区分されるとのことです。また農振法の除外については、今年の3月に除外されているとのことです。

今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転して露天駐車場に転用しようとするものです。土地の造成については、良質な山土を利用して盛土し、表面は砕石で仕上げ、既存の営業所と隣接国道の高さまで上げる計画とのことです。排水の同意についても、川内土地改良区及び吉野川土地改良区との協議も整っています。

以上3件の地区審査を実施しましたが、今回の転用許可申請については、いずれも周辺の農地に対する被害防除措置に問題はなく、農地法上で許可となる条件を満たしており、川内地区の委員は一致して、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

続きまして、18番案件の地区審査に参加していただいた、南井上地区の鎌田委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

鎌田委員

今月15日の午前10時から18番案件の地区審査を実施したので、報告

します。

参加者は、私と野口推進委員さん、転用者側1名、事務局2名の5名です。

申請対象の農地は、南井上小学校から西へ約1 kmに位置しており、第2種農地に区分されるとのことです。

今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転して露天駐車場に転用しようとするものです。また、農振法の除外については、今年の3月に除外されているとのことです。

土地の造成については、山土で約30cm盛土し、再生クラッシャーランで整地するとのことです。排水については、雨水のみで、地元の水利組合とも協議も整っているとのことです。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題なく、南井上地区の委員は、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、他に御発言がないようですので採決いたします。

第4号議案の農地法第5条の規定による許可申請は、1～11番案件と、13～19番案件を議案書のとおり許可すること、12番の案件につきましては、保留とすることに異議はございませんか。

全委員

異議なし。

議長

異議がないということですので、第4号議案については1～11番案件と、13～19番案件を議案書のとおり許可すること、12番の案件につきましては、保留とすることに決定いたしました。

それでは、第5号議案、非農地証明願の審議について、を開始します。

事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局

それでは第5号議案、非農地証明願の審議について御説明いたします。

議案書7ページをお開きください。

申請について所定の添付書類は整っております。

1番の申請地は、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。昭和50年以前から申請人の亡夫が居宅、納屋、物置を建築し、既に20年以上が経過しており、非農地化した経緯の詳細は不明ですが、現在に至るまで農地としては機能しておりません。

非農地化の確認資料としましては、昭和50年1月28日撮影の航空写真があり、現地が非農地化していることを現地調査でも確認しております。

第3号議案は以上1件で、対象地は田652㎡です。

御審議をよろしく申し上げます。

議長

事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、

他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。

第5号議案の非農地証明願の審議については、本案件を議案書のとおり証明することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第5号議案については本案件を議案書のとおり証明することに決定いたしました。

それでは、第6号議案、非農地通知の審議について、を開始します。
それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第6号議案、非農地通知の審議について御説明いたします。
議案書8ページをお開きください。

1番の申請地の位置は、八万小学校から西へ約2kmに位置しており、合計3筆ありますが、今月18日に、地元の委員2名と事務局2名で状況を確認しております。

現況について、申請地は、昭和61年以前から雑木等で覆われ、周りの山林とも境界も分からない状態で、農業用機械の使用は極めて困難であり、農地に復元しがたい状態であると認められます。また周辺も山林に囲まれており、非農地判定による周辺農地への被害発生の恐れは小さいと思われま

す。続いて、2番についてですが、申請地の位置は、JA徳島市眉山支所中部出張所から、南へ約800mに位置しており、合計16筆ありますが、今月18日に、地元の委員2名と事務局2名で状況を確認しております。

現況について、申請地は、人が進入することも困難な状況であり、雑木等が繁茂しており境界もわからない状態です。農業用機械の使用は極めて困難であり、農地に復元しがたい状態であると認められます。また周辺も山林に囲まれており、非農地判定による周辺農地への被害発生の恐れは小さいと思われま

す。第6号議案は以上2件で、対象地は田1,880㎡、畑1,349.30㎡、計3,229.30㎡です。

御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。

第6号議案の非農地通知の審議については、全案件を議案書のとおり非農地とすることに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第6号議案については全案件を議案書のとおり非農地とすることに決定いたしました。

それでは、第7号議案 農用地利用集積計画の承認について、の審議を開

始します。

なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。農業委員会法第31条第1項に定める、議事参与の制限の規定に基づき、谷川 興一委員に、御退席をお願いいたします。なお、審議終了後に、入室・着席をさせていただきます。

それでは事務局、議案の説明をお願いします。

事務局

それでは第7号議案、農用地利用集積計画の承認について御説明します。議案書9ページをお開きください。

全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件は全て満たしていると思われま

す。今月は新規設定が16件、再設定が5件で合計21件となっており、そのうち、賃貸借権が8件、使用貸借権が13件となっております。

設定しようとする土地での地区別の内訳は、1～2番が多家良地区・5筆・2件、3～4番が勝占地区・5筆・2件、5番が八万地区・7筆・1件、6番が加茂名地区・3筆・1件、7～8番が上八万地区・4筆・2件、9番が入田地区・1筆・1件、10～11番が応神地区・8筆・2件、12～15番が川内地区・12筆・4件、16～19番が国府地区・5筆・4件、20番が南井上地区・6筆・1件、21番が北井上地区・4筆・1件となっております。

利用権設定については以上で、田34筆39,034㎡、畑26筆19,895㎡の合計60筆58,929㎡となります。

第7号議案の農用地利用集積計画の承認についての説明は以上です。

御審議をよろしくをお願いします。

議長

事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので採決いたします。

第7号議案の農用地利用集積計画の承認については、全案件を議案書のとおりに承認することに異議はございませんか。

全委員

異議なし。

議長

異議がないということですので、第7号議案については全案件を議案書のとおりに承認することに決定いたしました。

参与制限により退席しています委員が、着席するまでお待ちください。

以上で付議案件の審議を終了します。

続いて、事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局

それでは報告事項について説明します。

議案書13ページをお開きください。

1番は、農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出についてです。

14ページに渡り4件受理しました。

15ページをお開きください。

2番は、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出についてです。

6件、受理しました。

17ページを御覧ください。

3番は、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出についてです。

18ページに渡り10件受理しました。

19ページをお開きください。

4番は農地法第18条第6項の処理についてです。5件受理しました。

21ページを御覧ください。

5番は農地の転用制限の例外に係る事業計画書の受理についてです。1件受理しました。

22ページをお開きください。

6番は地目変更登記に係る照会に対する回答についてです。2件回答しました。

23ページを御覧ください。

7番は農地法第3条許可の訂正についてです。1件訂正しました。

24ページを御覧ください。

8番は転届出の訂正についてです。1件訂正しました。

報告事項の説明については以上です。

議長

報告は以上ですが、何か御意見等はありませんか。

それでは、農業委員会総会―農地関係については以上となります。

ありがとうございました。

(16時30分)

付議案件に対する議決状況

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について

申請件数	6件	3,803 [㎡]
許可	6件	3,803 [㎡]

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の審議について

申請件数	6件	3,311.22 [㎡]
許可	6件	3,311.22 [㎡]

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について

申請件数	19件	19,099.06 [㎡]
許可	18件	16,454.06 [㎡]
保留	1件	2,645.00 [㎡]

第5号議案 非農地証明願の審議について

申請件数	1件	652 [㎡]
承認	1件	652 [㎡]

第6号議案 非農地通知の審議について

申請件数	2件	3,229.30 [㎡]
承認	2件	3,229.30 [㎡]

第7号議案 農用地利用集積計画の承認について

利用権設定

計画案	21件	58,929 [㎡]
新規	15件	46,748 [㎡]
再設定	6件	12,181 [㎡]

報告事項

1. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について
受理件数 4件 21,334㎡

2. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について
受理件数 6件 3,605.42㎡

3. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について
受理件数 10件 7,594.91㎡

4. 農地法第18条第6項の処理について
処理件数 5件 4,432㎡

5. 農地の転用制限の例外（農地法第5条）に係る事業計画書の受理について
受理件数 1件 106.30㎡

6. 地目変更登記に係る照会に対する回答について
回答件数 2件 16,510㎡

7. 農地法第3条許可の訂正について
訂正件数 1件 306㎡

8. 転用届出の訂正について（5条届出）
訂正件数 1件 1,087㎡